

固定資産税に係る証明・閲覧申請書（郵送請求用）

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

印
(法人のみ押印)

※法人名義の証明には委任状または申請書に代表者印が必要になります

生年月日
(和暦) 年 月 日 連絡先電話番号()

所有者と
の関係
□本人 □同一世帯の親族(続柄:) □相続人 □代理人

□賦課期日後の所有者
□その他(具体的に:)

提出先
(使途) □裁判所 □税務署 □法務局 □県・市役所等 □金融機関
□その他(具体的に:)

※防音工事用で家屋の証明書が必要な方は、法務局で発行している登記事項証明書(建物)をご利用ください。(システム標準化に伴い、令和7年12月1日に所有証明書は廃止されました。)

固定資産の所有者等(賦課期日(1月1日)現在の所有者)

住 所

フリガナ

氏 名

証明・閲覧を必要とする地番・家屋番号

証明書等が必要な資産に□チェックを付けてください。

※住居表示ではなく地番(登記簿上の所在地)を記入してください。

□土地 □家屋 綾瀬市

□土地 □家屋 綾瀬市

□土地 □家屋 綾瀬市

必要とする証明書(証明書に記載される所有者は、1月1日現在のものです。)

(注)評価証明書 附近類似宅地比準価格(要・不要)	件	(注)資産証明書 (全固定資産評価証明書)	件
(注)公課証明書	件	(注)名寄帳兼(補充)課税台帳	件
家屋滅失証明書	件	課税台帳登録地目証明書 (昭和46年度)	件

(注)の証明書等は、申請者の本人確認ができる書類の添付が必要です。
また、本人、同一世帯の親族以外の方は委任状等の添付が必要です。

処理日	本人確認(1点・2点)	手数料	証明枚数	誤枚数	担当
・	□MNカード □免許証 □パスポート □保険証 □その他()	円			斜線

※郵送による証明書等の請求について(必ずご確認ください)

1 申請者の本人確認ができる書類のコピーを同封してください。

※個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、パスポートなど。

(写真つきの書類がない場合は、健康保険証、年金手帳、通帳などから2点。)

※マイナンバーカードの場合は、専用ケースに入れて表面のみコピーしてください。

※健康保険証の場合は、「記号」「番号」の部分にマスキング(黒く塗りつぶすなど)処理をしてください。

※申請者が法人の場合(代表者印押印)は、本人確認書類は不要です。

2 必要書類を同封してください。

(1)代理人の方が請求される場合は委任状等。

※委任状は、委任する本人が直筆で記入してください。

※法人の場合は、委任状に代表者印を押印してください。

※委任状は、請求日前3か月以内に作成されたものに限ります。

(2)相続人の方が請求される場合は、死亡の事実及び相続人であることがわかる戸籍謄本の写し等。

(3)賦課期日後(1月2日以降)に新所有者となった方が請求される場合には、その事実を確認できる登記事項証明書の写し等。

3 必要な手数料を同封してください。

(※相当分の定額小為替を用意してください。)

(1)定額小為替は、ゆうちょ銀行や郵便局で取り扱っています。

(2)必要となる手数料は件数等によって異なりますので、不明確な場合はあらかじめご確認の上、手数料相当額の定額小為替を同封してください。(おつりが生じる額の定額小為替を送付された場合は、手数料相当額を再度送付していただいてからの発行となりますので、ご協力をお願いします。)

種類	委任状	手数料
固定資産(土地・家屋)評価証明書	必要	1通(5件まで)につき300円
固定資産(土地・家屋)公課証明書	必要	1通(5件まで)につき300円
家屋滅失証明書	不要	1棟につき300円
資産証明書(全固定資産評価証明書)	必要	1義務者につき1,500円
固定資産課税台帳登録地目証明書(昭和46年度)	不要	1筆につき300円
名寄帳兼(補充)課税台帳	必要	1義務者につき300円

※評価証明書、公課証明書は、土地と家屋を別々の証明書として発行し、一通につき5件まで記載できます。

4 返信用の封筒(切手を貼ったもの)を同封してください。

※申請者の住所、氏名を記入してください。

(宛先) 〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市役所 課税課 資産税担当(証明書発行係)宛て